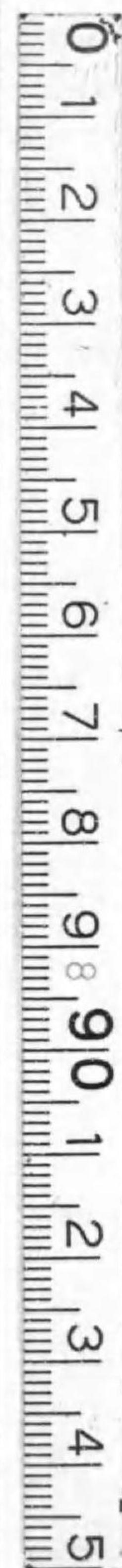


東京 成美堂發行



始



特215  
434

農學博士 佐藤寬次編



業組合

東京 成美堂書店發行



## 例　　言

- 一、本書は農業學校、農事講習會、農業補習學校等に於て産業組合に關し講義を爲す際の教科書として編纂したものである。
- 二、本書に於ては産業組合、産業組合聯合會、農業倉庫、産業組合中央會及産業組合中央金庫に關する大要を簡明に説述するを主眼としたが、此等の現況につきては、主として全國的のものに止めたから、本書を使用せられる場合に於ては、道府縣、郡、市町村内に於ける實際的數字を調査し、出來るだけ郷土化して之を授けられむことを希望せざるを得ない。
- 三、産業組合に關し更に研究せられんとする人に對しては拙著「産業組合講話」、「信用組合論」等を參照せられんことを希望する。

昭和八年十月三十日

編　　者

## 産業組合

### 目 次

第一 産業組合の趣旨	一
第二 産業組合の種類	五
第三 産業組合の構成	九
一 組合員	一
二 資金	二
三 機 關	三
四 定 款	六
五 設立の手續	一
第四 産業組合の登記	一四
第五 組合事業の運用	一六

## 産業組合

### 第一 産業組合の趣旨

凡そ人として此の世に生れては、身分相應の生計を立て、父母には孝養を盡し、子孫は之を愛撫して、其の天壽を全うせんことを冀ふのは自然の欲求と謂はねばならぬ。併も人が萬物の靈長と稱せられるのは、唯其の才智が萬物に優れたといふ許りでなく、其の天性忠孝の道を辨へ、信義を重んじ、國を立て、家を齊し、身を修めて人の人たる道を盡すが故である。國を立てる以上は負擔すべき租稅がある、一家を治めるには衣食住の費えがあ

目次終

第六 農業倉庫の業務	三九
第七 産業組合の聯絡	四五
第八 産業組合の監督及び特典	五一
第九 産業組合中央金庫	五三
第十 定款例	五六
農業倉庫業務規程	七六

常に準備を要す

る、親戚朋友に交るにも夫々の費用がなくては叶はぬ。加へるに、天災地變は豫知すべき限りでなく、老病死は何人の身の上にも襲ひ来るものであるから、此等に對しても豫め備へる所がなくてはならぬ。故に吾等は常に『忠實業に服し、勤儉産を治め、華を去り實に就き、荒怠相諒しめ、自彊息まざるの覺悟を以て奮勵努力を要する次第である。

●資本及び労力と共に生産の三要素と稱せられ、土地、日光、溫熱空氣等の天然物及び天然力より成る

●天然物に人工を加へ生産の爲めに用ひらるゝもので「もとで」である

●人の精神及び肉體の勞作である

さて如何なる事業を行ふにも、天然・資本・労力の三者を缺くことは出來ない。田畠にある作物も十分に日光を受けなければよく成長せぬ、中耕除草・病害蟲の驅除などに手を悉々なればよく實ることはない。然し如何に豊かな天然の恵があつても、又如何に屈強の労力を用ひても、若し農具や肥料の如き資本を適當に使用することが出來なければ、満足な效果を擧げることは出来ない。ましてや『人文日』に就り月に將み、東西相倚り彼此相濟

し、以て其の福利を共にせんことを期する今日の世の中に於ては、多くの資本を集め、學術技藝を活用し、精巧な器具・機械を使用し、巧妙な分業を應用し、大量生産を實行する者は榮えるが、此等を用ふることの出來ない者は、世にも人にも後をとり、年來の熟練は之を活用するに途なく、生活の本據は危うせられ、終には自暴自棄に陥り、德義を顧みる暇もなく、吾も他人も共に其の弊を受けるに至ることは瞭なことである。寛に資本に乏しく、事業經營の規模の小さい者は、抵當とすべき物がないから資金を借る途さへなく、よし借り得たとしても利子が高ければ其の負擔に堪えることは出來ない。又事業改良の方法を授けられて、も、之を實地に行ふに必要な機械・原料を購入することが出來ず、折角作り上げた生産物も、安く賣出することの止むを得ないときは、結局損益相償はないのは當然である。是に於て吾等は今日

### 産業組合の趣旨

天は自ら助くる者  
を助く  
協同は力を生ずる

の社會に處するに當つて、低利の資金を得、其の事業の改良發達を圖り、其の所得を増進し、其の生活を裕かならしめ、將來に對する準備を全うするには、何等かの方途を樹てることが必要となる。産業組合は、實に之が爲に案出された仕組であつて、我が國の基礎を爲し、生産の主力を占める中産以下の人々が相集まり、互に德義を守り、各自本分を盡し、自治自助を經<sup>たま</sup>とし、協同相助を緯<sup>なま</sup>として、物質上及び精神上の團結に依つて、資金の融通、物資の購入、生産物の販賣、事業及び家事經濟に必要な設備(器具・機械・建物・水道・病院)等の利用をも便利にして、人の人たる本分を盡すに足るの資源を養ひ、生活安定の道を樹てることを以て、主眼とするものである。而して一組合の力を以て及ばない所は、更に組合の組合たる聯合會<sup>れんがふくい</sup>を組立てて、其の活動の範圍を擴大し、更に之を全國民的に推廣することが出来るから、小規模の農業者・手工

### 産業組合の效果

業者・漁業者・小商業者が此の仕組に依るならば、茲に此等の人々の地位を擁護し、其の支配力を獲得することが出来るし、労働者・俸給生活者等が之を活用すれば、生活の安定を得て、文明の惠澤に浴することが出来るに違ひない。故に産業組合が發達した地方に於ては、其の屈強な勞力には夫れ相應の報酬<sup>ほうじゅう</sup>があり、天然の恵み豊かな土地には、五穀豐饒<sup>ぼうぜう</sup>の幸<sup>さい</sup>がある。文明の利器は人々の利用に任せて、生活は樂となり、事業の利益は愈々増進し、勤儉の美風起つて、蓄積<sup>ちくせき</sup>の效愈々顯著となるのである。若し此の如くなるものならば、何とて一家として富まないことがあらうか、何とて町村が潤はないで居らうか、國も何とて榮えないことがあらうか。

## 第二 産業組合の種類

明治三十一年制定  
現行改正が其の後七回  
ある改正のもので昭和七年  
九月改正は昭和七年のもので  
現行改正は昭和八年一月一日  
現在左の如し

信用購買組合	二〇五
信用販賣組合	一七九
信用購買組合	一七九
信用販賣組合	一七九
信用購買組合	一七九
信用販賣組合	一七九
信用購買組合	一七九
信用販賣組合	一七九
信用購買組合	一七九
信用販賣組合	一七九
信用購買組合	一七九
信用販賣組合	一七九
信用購買組合	一七九
信用販賣組合	一七九
信用購買組合	一七九
信用販賣組合	一七九
信用購買組合	一七九
信用販賣組合	一七九
計	四四九七

### 組合の目的

更に工作を加へ、  
若くは生産物を原  
料として製造する  
ことを指す

電氣設備、水道、  
浴場、種畜、乾蔵  
装置は一定制限内  
用に於て員外にも利  
用し得る

市及び主務大臣指  
定の市街地に於け  
る信用組合員にして  
取扱ひ、手形の貯金を  
引を行ふときは兼  
營を許さず

の下に組合員外の貯金を取扱ひ、販賣組合は組合員の生産物を  
集めて之に加工し又は加工せずして他に之を賣却し、購買組合  
は、組合員の事業用品又は經濟用品を購入し、之に加工し又は加  
工せずして、若は之を生産して組合員に配給し、利用組合は組合  
員をして其の事業又は經濟に必要な機械・倉庫・工場・住宅・水道・病  
院等の如き設備を利用せしめるを以て目的とするものである。  
前記兼營組合は、此等組合の二以上の目的を有する組合である。  
此の外産業組合は一般に農業倉庫業法の規定に従ひ農產物(穀  
物及蔵)に關する倉庫事業を營むことを得。

組合は又其の債權者に對する組合員の責任負擔の關係即ち  
組織に依りて區別するときは、無限責任組合・有限責任組合及び  
保證責任組合の三となる。無限責任組合では組合財産を以て  
組合の債務を完済することの出來ない場合に、組合員の全員が

我が國の産業組合は産業組合法の規定に依つて設立した組  
合である。これには次の如き十五の種類がある。

### 一、單營組合

一、信用組合

二、販賣組合

三、購買組合

四、利用組合

五、信用販賣組合

六、信用購買組合

七、信用利用組合

八、販賣購買組合

九、販賣利用組合

十、購買利用組合

十一、信用購買組合

十二、信用販賣組合

十三、信用購買組合

十四、販賣購買組合

十五、信用販賣購買組合

十六、購買利用組合

組合債権者は組合員の一人又は全員に對し一時に又は順次に債権の請求を爲し得

之を保證金額と名づけ、組合員毎に其の金額を定めるが最低は出資額を下ることが出來ない。

連帶無限の責任を負擔し、有限責任組合では組合員は其の出資額を限度として責任を負擔し、保證責任組合では組合財産を以て其の債務を完済すること能はざる場合に組合員の全員が其の出資額の外一定の金額迄を限度として責任を負擔するのである。昭和七年九月の改正法に依り一般産業組合は、無限責任又は保證責任に限られ、市街地信用組合、經濟用品のみを取扱ふ購買組合又は經濟設備を利用せしめる其の兼營組合のみは、例外として有限責任組合たり得ることになった。

産業組合の組織別數は左の通りである。

組織別 合計	年 度	昭和八年 年初現在		昭和九年 年初現在		昭和九年 年初現在	
		組合 數	割 合	組合 數	割 合	組合 數	割 合
三、九六	三九四	二四、五三	九〇四	二七	六九	二〇〇	一〇〇
九九	九九	三三、五三	九九	三三	九九	一九、九九	九九

### 第三 産業組合の構成

産業組合は、組合員の協力に依り資金の貸付、貯蓄の獎勵、生産物の販賣、需要品の購入及び産業又は經濟に必要な設備の利用を爲し、以て組合員の事業及び家事經濟の發達を圖る爲めに設立する社團法人である。社團とは共同の目的を以て集る人の團體で、法人とは自然人でないが而も權利義務の主體たるものと謂ふのである。而して産業組合なる法人は(一)共同の目的を以て結合する人即ち組合員。(二)事業の經營に必要な資金。(三)法人たる組合を管理すべき機關。(四)此等の關係を取り極めたる組合員の約定即ち定款の四者を構成の要素とする。

#### 一、組合員

産業組合を設立するには七人以上の設立者がなければなら

一、有限及保証責任組合に加入の場合

此を定期入会する旨の申出書を提出する。組合はこれを承認する。組合員は組合に加入する。

二、特別の事由による加入

組合員は組合の定款に規定する事由により加入する。

組合員たる資格は組合の種類に依りて異なるべきであるが、經濟用品のみを取扱ふ購買組合及び經濟用設備の利用のみを目的とする利用組合にては、如何なる人でも組合員たり得るが、其以外の組合の組合員は、一定の産業を有し、一家を立てる能力あり、且信用ある者たるべきである。茲に注意を要することは組合員は原則として自然人でなければならぬが、例外として農事實行組合、養蠶實行組合及び部落を區域とする産業組合は組合員となり得ることである。

組合員は組合の資本金を作る爲め、各一口乃至三十口迄の出資を受け、之が拂込を爲さねばならぬ。一口の出資金額は通

常五十圓以下とし、最初十分の一以上の金額を拂込み、其の後は定款に定めた方法に従ひ、各組合員の分限に應じ、數回又は數十回に分割拂込を爲し得る。又組合員は出資拂込を終る迄は、毎事業年度の配當金をも原則として出資拂込に充てねばならぬ。

組合員は通常六箇月前に豫告を爲して、組合の事業年度末に於て脱退することが出来る。脱退した組合員には持分の計算をなし、其の一部若は全部の拂戻を爲す。其の他持分全部の譲渡、組合員たる資格の喪失・死亡・破産・禁治産及び除名によりて組合員は脱退する。

無限責任及び保証責任組合の組合員は、脱退した後でも尙二箇年間は其の責任を負擔すべく、總組合員の同意あるときは定期款を以て此の期間を延長することも出来る。是れ組合に對して債権を有する者を保護し、且組合の信用を維持せんが爲めて

ある。

昭和六年度末調査  
組合數(一、二の實數である)  
府縣組合又は附近  
組合等につき調査入する  
上記の如き

農事實行組合、養  
畜實行組合及産業  
組合である。

職業別	全員數		組合割合
	全國員數	組合員數	
農業	三、四六九、八四八	三五、六七二	四九
工業	西五、二八	西五、二八	二三
商業	九二、三四	七、五六	一九
水産業	四六、五三	三、三	九六
林業	七、五六	一〇〇	一〇〇
其ノ他	四八、三一四		
計			

## 二、資金

産業組合の資金は、(一)拂込出資金、(二)積立金、(三)借入金及び(四)貯

金の四者から成る。

(一) 拂込出資金 拂込出資金は、組合員が其の引受けた出資に對し拂込んだものである。此は組合資金の最も重要なもので、組合信用の基礎を爲すものである。

(二) 積立金 産業組合は其の基礎を鞏固にし、非常の場合の損失を補填する爲め準備金の蓄積をする。其の蓄積の法は、最低金額を出資總額とし、此の額に達するまでは毎事業年度末に於ける剩餘金の四分の一以上を積立てなければならぬ。其の他新加入の組合員より徵收する加入金、出資口數を増加した組合員より徵する増口金、持分の一部を拂戻したときの残高等は總て此の準備金に積立てる。産業組合は尙此の外に、損失の填補に充て、又は組合事業の爲めに設備した器具機械・諸建物の消却、講演會・品評會の開設、圖書館の建築、道路の改修、指導標の設置、

定款例第十一條乃至第十四條を見よ

定款例第十五條乃至第十八條を見よ

13

善行者の表彰、老人の慰安、救恤等の費用に充てる目的を以て特別積立金を造るを普通とする。

**貯金** 貯金は信用組合及び其の兼營組合に限りて有する資金である。貯金には、組合員の貯金と組合員外の貯金とある。

其の額の最高限度に關する事項は第三十頁欄外参照。組合員と同一の家に在る者である。

定款例第一條第一項第一二三號及び第四十五條を見よ。

北海道拓殖銀行は北海道の組合に對し略同じ便宜を與ふ。此等の銀行は手形の割引、當座預金貸越の方法に依りても亦資金の融通を爲す。

北海道拓殖銀行は北海道の組合に對し略同じ便宜を與ふ。此等の銀行は手形の割引、當座預金貸越の方法に依りても亦資金の融通を爲す。

會に於て、其の年度内借入額の最高限を議決し、之を監督官廳に届出づることにして居る。

最近全國產業組合及び

組合の資金は左の如くて

府縣知事、北海道長官等である

昭和六年現在の金額である

年度末に於て一時的存続に承認を経て、準備金等に夫々處分せられる

種類	金額	調査組合數	一組合平均	一組合員平均
拂込出資金	二四、五七、五九円	二〇、六三、三〇	一一、三三	一一、三三
積立金	二五、九一、六三七	一一、〇七、八〇三、〇五三	九、一九三	九、一九三
借款	一、〇七〇、三、〇五三	二、三六	七、八七円	七、八七円
貯金	一、九一、九二、四八九	三、一三	九、二六六	九、二六六
計	二三、六七、四二	九、六六	四〇、八五七	四〇、八五七
餘金	一一、三三	二、三六	二、三六	二、三六
合計	一一、三三	一一、三三	一一、三三	一一、三三
剩合	一一、三三	一一、三三	一一、三三	一一、三三

全國產業組合資金調

### 組合資金調査

資金ノ種類	金額	割合	一組合員平均				
			拂込資本金	積立金	借入金	貯金	
<b>計</b>							

### 三、機関

組合には其の意見を定め、其の事務を處理する機関がある。

定款例第二十二条  
乃至第二十九條參照

總會

總會・理事及び監事がそれである。  
總會 總會には通常總會及び臨時總會の二種がある。通常總會は毎事業年度一回定期に開くもので、理事之を招集する。

臨時總會は通常總會開會時期以外に臨時に開かれるものである。

總會は組合員大半の意見を以て、組合の意見と爲す爲め設けた意志機關である。組合員は皆總會に出席して、自己の意見を述べ決議に與る権利を有する。此の権利は組合員の出資の多少や責任の輕重には何等關係なく、平等に一人一票である。元來產業組合は、組合員をして自ら其の衝に當り其の利害に任せしむる自治自助の趣旨に出た仕組のものであるから、總會に於ては組合員互に他の意見を尊重し、圓滑に事を處するの風を興し、組合の事業を見ること自家の事業の如くならしめることを肝要とする。若し然らずして、役員のみ専ら組合事業を掌り、組合員をして與り知らしめることの勘いときは、組合に對する組合員の感情自然に冷淡に流れ、役員に對して猜疑の念を懷き

組合を消滅せしむることである  
組合解散して一組合となる場合と  
一組合が解散して他の組合に合併せらるゝ場合とある  
定款例第十九條乃至第二十一條を見よ

紛争を生ずることの絶無を保し難い。總會に於ては、法令及び定款に定めた事項其の他重要事項につき評議決定し、又役員の選舉を行ふのであるが、此の外尙總會を機とし組合員の事業の改良發達や、生活改善等を實現する爲めに研究會・談話會等を催うし、善行者の表彰を行ひ、場合に依りては組合員及び其の家族一同持寄て、清新な趣味多き會食を行ふ等組合員間の親善を圖り、組合員及び家族をして産業組合の發達の爲めに協力の實を挙げしむる様にすることが肝要である。

**總代會** 組合員五百人以上を有する組合に於ては、定款の規定を以て總會に代るべき總代會を設けることが出来る。總代會は組合の解散及び合併の決議を爲すことは出来ないが、其の外は全く總會と同一の權限を有する。

**理事** 理事は外部に對しては組合を代表し、内に在りては組

合の業務執行の任に當るので、執行機關の名がある。理事は總會に於て組合員中より選舉せられ、其の員數は通常三位とし、其の任期は三年内外を普通とする。組合に理事數人ある場合に於ては、定款又は總會の決議を以て、組合長・會計係・業務主任等の職務を分擔せしむることもある。

理事は監事と共に名譽職を原則とするが、定款の規定又は總會の決議を以て之に報酬賞與又は手當を給し得る。

組合事業の興廢は、多くの場合理事其の人を得ると否とに係るのである。故に組合員は理事の選任を慎重に行ひ、當選した理事は常に勤勉・誠實・熱心・忍耐以て其の職責を盡すべきである。監事 監事は監査機關で、組合財產の狀況及び理事の業務執行の狀況を監査し、若し不整廉あることを發見したときは、總會又は監督官廳に報告し、或は其の報告を爲す爲めに必要ある

⑤ 定款例第十九條乃至第二十一條を見よ  
主として地方長官

一 理事缺けたる爲め損害を生ずる虞あるときは地方長官は假に理事を選任することがある  
二 定款の規定を以てすれば六年までは差支ない  
三 他人に常務を有する人が給料を受けることなくして職務に當ることである  
四 尚定款例第三十三條を見よ

組合員五分の一以上より要求ありたる總會である

とき、理事の缺けたとき、及び理事が正當の理由なくして組合員の請求に係る總會の招集を爲さなかつたときは自ら總會を招集するの權能を有し、組合が理事と契約を爲し、又は訴訟を爲す場合には監事は組合を代表する。又理事が地方長官に對して爲す登記事項、組合原簿及び其の記載事項の變更に關する届書に對し、監事證明を爲すの要がある。

監事は總會に於て選舉せられ、其の員數は五名位とし、任期は一年を普通とする。

組合の理事・監事及び總會開設期左の如し。

組合長	理 事 氏 名	監 事 氏 名	通 常 總 會 開 設 期

定款例を見よ

定款は産業組合の設立と不可分の關係に在る組合員間の約定書であり、同時に組合の憲法である。定款に記載すべき事項は左の通りである。

- (一)組合の目的 (二)名稱 (三)組織 (四)區域 (五)事務所 (六)出資一口の金額及び其の拂込方法 (七)保證責任組合に在つては、保證金額に関する規定 (八)第一回拂込金額 (九)剩餘金處分及び損失分擔に関する規定 (三)準備金の額及び其の積立の方法 (二)組合員たる資格に関する規定 (三)組合員の加入及び脱退に關する規定 (三)組合の目的たる事業の執行に關する規定 (四)存立時期又は解散の事由を定めたときは其の時期又は事由 (五)設立當時の理事及び監事 (六)除名の事由 尚定款に其の他の事項をも規定することを必要とするものがある。理事監事の人員及び任期、通常總會の開期、總會に於ける決議の方法、組合員外の貯金の取扱方等の如きがそれである。尚此等定款の規定事

農業倉庫業を營む場合に於ける旨を規定すると同様に規定する

項につきては、卷末の定款例を参照すべきである。

出席せざる組合員  
の委任狀をも計算  
す。委任狀には凡  
て二錢の印紙を貼  
用せざれば無効で  
ある

定款は組合の基本規定で組合員一同の合意により成立したものである。故に之を変更するには總組合員の同意を必要とすべき筈である。然るに業務及び種々の事情より定款の條項を変更するの必要が起つた際に、一字一句又は一條項の変更にも總組合員の一致を必要とし、一人の不同意があるも其の目的を達することが出来ないとするならば、處理上の不便渺くない。故に組合法は、總會の決議に依りて定款の変更を爲すことを許して居るのである。然し本來重大な事項であるから、特に定款變更の手續を鄭重にして、總組合員の二分の一以上出席し其の議決權の四分の三以上の同意あることを條件として居る。尤も組織變更、出資一口の金額の減少、脱退後に於ける組合員の責任期間の短縮を爲すときは、總組合員の同意を得る必要のある

ものもあり、且債権者の承認を得る爲め特別手續を要するものもある。尙定款の変更は地方長官の認可を受ける事を要し、其の変更した事項が登記事項のときは変更登記の必要がある。組合に備へて置く定款には、設立者一同署名捺印し、之に印紙を貼用しなければならぬ。

### 五 設立の手續

産業組合の設立者の間に於て設立の議が愈決すれば、法令の命ずる所に従つて定款を作り、産業組合設立許可申請書に添へ地方長官に差出すべく、許可の指令があつた時は茲に組合は成立し、設立者は組合員となり、定款を以て定めた理事及び監事は夫夫其の職務に就く。かくて組合の理事は定款の規定に従ひ、遅滞なく各組合員をして出資第一回の拂込を爲さしめ、其の拂込終つたときは二週間内に其の旨を地方長官に届出て、同時に

●  
様式につき地方長  
官の告示あるとき  
は之に依る

町村内又は附近町  
村の組合名を記入  
すべく、若し町村  
内に組合なきときは  
何故に組合の設立な  
きかにつきて記入して  
もよい

組合原簿を提出する、かくするときは地方長官は右の届出及び提出に従ひ、遅滞なく各事務所所在地の登記所に設立の登記を嘱託し、且主たる事務所所在地の登記所に組合原簿を送附する。組合はかくして茲に完全な法人となるのである。

#### 組合設立の事情、設立年月日等左の如し。

- 一、設立の事情
- 二、設立許可の年月日
- 三、重なる設立者

### 第四 産業組合の登記

産業組合は無形體の法人で、組合の名を以て権利を有し義務を負ふものであるから、其の存在を世間に公示する爲め登記を爲すの必要がある。登記は組合の届出に依り地方長官が登記

所に登記を嘱託するのを原則とする。登記事項は左の通りである。

- |          |       |       |       |        |             |            |                    |            |               |                  |                  |
|----------|-------|-------|-------|--------|-------------|------------|--------------------|------------|---------------|------------------|------------------|
| (一)組合の目的 | (二)名稱 | (三)組織 | (四)區域 | (五)事務所 | (六)設立許可の年月日 | (七)出資一口の金額 | (八)保證責任組合に在つては保證金額 | (九)出資拂込の方法 | (一〇)理事監事の氏名住所 | (一一)存立の時期又は解散の事由 | (一二)存立の時期又は解散の事由 |
|----------|-------|-------|-------|--------|-------------|------------|--------------------|------------|---------------|------------------|------------------|
- 此等の事項に變更を生じたときは、組合は二週間以内に變更の登記を爲すべき事項を地方長官に届出づべく、地方長官は此の届出に依り遅滞なく各事務所所在地の登記所に登記を嘱託する。尙登記の事由が地方長官の認可其他の處分に依りて生じたときは、届出なくも登記の嘱託を爲すのである。設立の届出を爲す際提出する組合原簿に記載すべき事項は、(一)出資の總口數 (二)拂込みたる出資の總額 (三)無限責任組合に在りては各組合員の氏名住所 (四)保證責任組合に在りては、各組合員の氏名住所及び保證金額であるが、此の原簿は登記簿の一部と看做し、記載は登記と看做される。記載事項に變更

登記事項が地方長官の認可書に依る場合、届出の要がない、第九行以下を見よ

を生じたときは、登記事項変更の場合に準する。組合員の加入に付ては、無限責任組合ならば加入者の氏名及び住所を、保證責任組合ならば加入者の氏名・住所及び保證金額を記載した組合原簿を加入の日より二週間に地方長官に提出し、地方長官は遅滞なく之を主たる事務所所在地の登記所に送付する。組合原簿の記載事項の変更の届出又は組合原簿の提出は其の事業年度の終りより二週間に之を爲すことを得る。但し組合員の脱退又は保證金額の減少に就ては總組合員の同意を以て定款に之を定めたる場合に限るのである。

登記事項は何人と雖も成規の手續を経て申請すれば、之を閲覧することが出来る。又登記簿の謄本<sup>トウモン</sup>・抄本<sup>セイモン</sup>及び登記事項に関する證明書の下附を申請し得る。

## 第五 組合事業の運用

産業組合の事業は、組合の種類に依りて異なることは勿論であるが、左に其の運用につき大要を説明する。

● 定款例第三十九條乃至四十六條を見よ  
信用組合の貸付の目的

● 定款例第三十條乃至第三十三條を見よ  
至定款例第三十條乃

**信用組合** 信用組合の事業は、貸出と貯金である。貸出には手形の割引と貸付がある。手形割引は所謂市街地信用組合に限りて行ひ得る。貸付は普通の銀行とは趣きを異にし、組合員の事業經營上の利便を増し、生活の安定を圖るが爲にするものであるが、信用組合は通常一町村又は大字を以て區域となすから、理事は組合員の日常の暮向は勿論其の性質を了解し、平素の心掛を知り、着實勤勉に仕事を爲すや否や、組合より借入した資金は、果して用途通りに使用するや否やをも監視し得べきが故に、貸付は最も簡便に行はれ、且組合員各自の信用程度以内ならば無擔保貸付を原則とする。此の無擔保貸付を行ふには、豫め各組合員の信用程度を調査し置くのである。多くの信用組合には、理事の外に總會に於て選任した信用評定委員があつて、毎

約健康資産等の調査事項につき、組合員毎に評點又は等級を付し、組合資金の多少に應じて各組合員に對する貸付限度を定めるのである。此の關係から組合員は自然に平素の行狀を慎しみ、熱心本業に從事し、約束は必ず之を履行して信用を高め、以て資金必要の際に於ては、最も手經に貸付を得るやう精勵努力することとなり、茲に信用組合は地方民風の作興と事業改善の上に一種微妙の効果を發揮するのである。

貸付金の期限は通常一年以内で利子は低利を旨とする。是れ組合は元來利益を得んが爲めに貸付を爲すものでなく、組合員の便宜を圖るのを主眼とするものであるからである。然しながら利子の低下なるものは資金の借入を爲した組合員が期限の通り元利を返済することに依つて實現し得べきものなることを忘れてはならない。

一最ひ外にのてすびとの徳地合族と款に貯金の居外す定る主を貯社整市町は規定員のる貯住組れ款市務得金其理社町は規定員のる金す合ばの街大べをの組寺村組定員外貯金をるの前規地臣く取他合農水會員設金(即)貯金を組指市ふ團は

#### 貯金獎勵の必要

信用組合の主目的は貸出に在るが、其の貸出に仕向ける資金が潤澤でなければ此の目的を達し得べきことではない。されば信用組合は、拂込出資金及び積立金を多くするの外、大に貯金の獎勵を行ひ、借入金を爲すの心配をせずに組合の目的を達する様努むべきである。又信用組合の貯金は其の地方の爲めに地方の資金を活用するの趣旨から生れたものとも見るべきであるから、組合の理事は其の地方の民情を察し、最も適當な貯金方法を定め、勤儉貯蓄の美風を涵養して出来るだけ多くの貯金を集めべく、組合員も亦簡便に利用し得る組合の資金を充實する爲め、又地方發達の爲めに厘毛の微と雖も組合に貯金をなし、資本の蓄積を計ると共に、資金に乏しき他の組合員に融通すべき資源を培養し、組合員相互帮助の實を擧げる心掛が肝要であ

貯金の積及在は有限

特種外理へる二貯組證依託は備のらとえの倍て限をて證積及在は有限  
權備のすの信分金合券る、有金一<sup>レ</sup>を之積及は責立<sup>レ</sup>は責立<sup>レ</sup>は責立<sup>レ</sup>  
を金貯べ貯用の、中の貯郵價と以貯得を立準出任へ之任金備は責任組は責任組  
有に金く、金額一若中央保金便證し上金な受金備資組たに組の金は其出組  
す對者、と合をは金管又貯券の額い入の金總合合保合合其出組  
るしは組し聯超總庫、は金拂ののる額其額に計證の資組  
先此合て合え額へ產有法の錢戻四みいをの在、金在、他總合  
取の員管會ざのの業價に供又準分なこ超他五り無額り保の額に

る。

貯金の利子は地方の事情によりて異なるが、郵便貯金の利子歩合若はそれより少しく高歩なるを普通とする。

昭和六年度信用組合(兼營組合を含む)の事業概況を左に掲げ

貯 金 業 務	調 査 組 合 數	貸 出 業 務			手 債 形 貸 形 還 付 決 高 引 高 及 貯 金 受 入 高 年 度 末 現 在 高	組 合 數 調 査 組 合 數	
		貸 付 金 額	件 數	金			
前 年 度 末 現 在 高	二、三 五 八	一、九 九 九、一 五 七、四 〇 三	一 七 六、〇 三	一 件 平 均	二、三 五 八	二、三 五 八	組 合 數 調 査 組 合 數
及 貯 金 受 入 高	一 九 九 七、一 八、二 七	九 三、四 八、八 〇 四	八 七、四 七	一 件 平 均	一 九 九 七、一 五 九	一 九 九 九、一 五 七、四 〇 三	
年 度 末 現 在 高	三、〇 五 七、八 二、三 三	三、六 七、五 九	三 毛 七	一 組 合 平 均	三、六 七、五 九	三、六 七、五 九	手 債 形 貸 形 還 付 決 高 引 高 及 貯 金 受 入 高 年 度 末 現 在 高
拂 戻	(三、〇 三 一、六 二 七)	八 八 六、九 九	八 八 六、九 九	一 組 合 員	一 組 合 員	一 組 合 員	手 債 形 貸 形 還 付 決 高 引 高 及 貯 金 受 入 高 年 度 末 現 在 高
高	一 九 九 七、一 八、二 七	二 六 九、三 二	二 六 九、三 二	一 組 合 平均	一 組 合 員	一 組 合 員	手 債 形 貸 形 還 付 決 高 引 高 及 貯 金 受 入 高 年 度 末 現 在 高
高	一 九 九 七、一 八、二 七	一 九 九、九 九	一 九 九、九 九	平 均	平 均	平 均	手 債 形 貸 形 還 付 決 高 引 高 及 貯 金 受 入 高 年 度 末 現 在 高
高	一 九 九 七、一 八、二 七	一 九 九、九 九	一 九 九、九 九	組 合 員 賄 金 に つ き て 計 算	組 合 員 賄 金 に つ き て 計 算	組 合 員 賄 金 に つ き て 計 算	手 債 形 貸 形 還 付 決 高 引 高 及 貯 金 受 入 高 年 度 末 現 在 高
高	一 九 九 七、一 八、二 七	一 九 九、九 九	一 九 九、九 九	一 九 九、九 九	一 九 九、九 九	一 九 九、九 九	手 債 形 貸 形 還 付 決 高 引 高 及 貯 金 受 入 高 年 度 末 現 在 高

### 販賣組合の目的

定款例第四十七條乃至五十九條を見よ

**販賣組合** 販賣組合の目的は、組合員の生産物を組合に集めて、數量を纏め、必要に依りては加工を行ひ、以て品質を整へて商品となし、其の賣行をよくして組合員の便益を圖らむとするにある。組合員の生産物は組合に於て代價を定め、買ひ取りて之を販賣することもあるが、組合員の委託を受けて販賣するを以て安全とする。後者の場合には、組合員の希望に依り生産品の提供後時價の八割以内の假渡<sup>かわし</sup>を爲し、販賣後手數料・歩合金等を差引いて精算<sup>せいさん</sup>を爲すのである。販賣先は信用の確實なる大商店・會社・軍隊・購買組合等である。賣却代金及び販賣時期の決定は販賣組合の最も重大な事項であるから、組合の理事者は常に市場の状況に注意を拂ひて最善の力を致すべく、組合員は理事者を信頼して生産物は全部組合に提供することとなし、販賣の時期又は賣價の指定を爲すが如きことはせず、以て商機を逸

陸軍糧秣廠及師團  
其の他の官衙にも  
隨意契約(競争入  
札に依らざること)  
するに依りて賣  
却ななり)に得  
する

せしめぬ様にすべきである。販賣組合の加工は取扱物品に依りて異なる。組合員より集めた繭を以て生絲となし、玄米を集め精白するが如きは加工の例であるが、之が爲めに地方に仕事を増加し、蛹・糠を残して肥料の供給を多くし、農産物の價を増すの利益がある。其の他各種の加工を爲す場合にも同様な便益を得られる。

昭和六年度販賣組合(兼營組合を含む)の事業概況を左に掲ぐ。

販賣物品の種類	販賣價額	販賣物品の種類	販賣價額	備考	
				事業組合數	一組合平均
生繭	四三、九二六、七九四	麥	二、五三、八五五	四、五〇	
絲	二四、六五五、三九一	蔬菜果實及其の 加工品	六、八九九、四九二		
織物	一、〇〇八、二七	畜產物	六、七一九、五三		
米	九、四八一、九八	其他	三、一五五、八八二		
織物	三、〇八三、四四	計 調査組合數	一八、一四〇、一〇〇		
水産	三、一四九	一組合員當販賣高	九、六八四		

定款例第六十條乃至第六十九條を見よ

**購買組合** 購買組合の目的は、組合員の事業用品及び經濟用品を合理的に購入し、必要に應じて加工を爲し、又は之を生産して組合員に賣却し、以て組合員の事業原料の費用を少くし、又生計費を節約せしむるにある。

購買組合に於て取扱ふ物品の種類は、組合員及び地方の實状に應じ最も適當と認める物を選定し、最初は成るべく其の種類を少くし、組合事業運営の經驗を増すに隨つて、漸次其の業務を擴張するがよい。

組合取扱の物品は理事の見込により購入する場合と、組合員の注文により購入する場合とある。何れにしても其の購入に際しては、能く其の良否を鑑別し、品質優良、價格低廉な物品を入れ、組合員をして常に組合を信頼するの念慮を強からしめることを肝要とする。

一

地方に於ける普通の賣買相場なり

掛賣は組合員の經濟を亂すの基なり

野菜栽培等を爲すときである

物品を組合員に配給するには、其の日用品は組合の賣店にて引渡し、事業用品は右の賣店又は便宜の場所を指定して組合員をして受取らしめる。

日用品の賣價は市價に依りて定めるを原則とすべきも、事業用品は成るべく低廉ならしめるべきである。物品引渡の際は現金賣を原則とすべきであるが、肥料・種苗の如き事業用品は、組合員の事情により、六箇月又は一箇年間以内に限り延納を許してもよい。

購買物品の種類によりては原料の儘購入して之に加工し、又は生産したる上組合員に分配する方利益のものもある。其の場合には加工場又は製造場・圃場等の設備を必要とする。

昭和六年度購買組合(兼營組合包含)事業の概況は左の通りである。

産業用品目		賣上高	品經濟用
農種 肥 蟻 農 藥 種 蟻 農業用材料品 工業原料品 其 他		四二二七三〇二七円	
計		五二七九八〇円	賣上高
		三四三九二一円	品經濟用
		一二四九五五円	賣上高
		六七〇五〇三六円	品經濟用
		九七一八〇九五円	賣上高
計	其他	九七一八〇九五円	品經濟用
		一七七七五八一円	賣上高
		計	品經濟用
			賣上高
			兩用品上
			賣上高
			合 計
			調査組合
			八〇八八円
			合 計
			三三九八〇円
			一組合員平均二四三円
			一組合員平均五八八円
			二二三五八八円
			二二三二三二円
			一一七二三二円
			一一七二三二円
			合 計

定款例第七十條乃至第七十七條を見  
利用組合の目的

利用組合の目的は、組合員の事業又は家事經濟の發達を圖る爲めに必要な設備を爲し、組合員をして之を利用せしむるに在る。

事業設備には、土地・建物・器具・機械・工場・倉庫の如きものがあるが、通例個人の力にては到底準備し難く、若くは準備するを不利とするものを組合資金にて備へ、若くは借入れて、組合員をして之を利用せしめるか、又は組合に於て組合員の提供した物に加工する二方面がある。

經濟設備には住宅・電力・水道・冠婚葬祭用具の如きものより、醫師産婆の労務の如きに至るまで種々のものがあるが、凡て共同利用に依りて組合員の生活改善に資せんとするものである。利用組合の設備たる電氣設備・水道・浴場・種畜又は乾繭装置は組合員の利用に支障なき場合に限り組合員たり得ない者にも利用せしめ得る。之を員外利用と稱する。

組合に於ては右加工又は利用に對して利用料を徴収する。利用料の額は總會又は理事に於て之を定めるのである。

利用組合(兼營組合を含む)の事業は多種であつて、其の内容を表示することが出來ぬ。従つて茲には昭和六年度五、四、二四の組合に付調査した利用料の金額だけを掲げる。

主 要 設 備	計	員外利用	同 兩 用	經 濟 用	產 業 用
土地、倉庫、住宅、農具、乾燥装置、精米麥機、織機、製絲機、漁船、漁具、種畜、冠婚葬祭具、醫院、浴場、電氣設備、水道等	五、三九、五、七	七、六、七	四、九、三、七	一、四四、五、元	三、四五、五、九

兼營組合 十一種の兼營組合の事業は、要するに上記四組合の事業の一乃至四を兼ねたものであるから、別に説明を要せぬ。但し兼營には多くの場合に於て事業の連絡、事業費の節約等の便益があるから、同一組合員が同一區域内に於て各種の組合を別々に設立するよりも、兼營組合に依るを利とすることが多い。

道府県内又は最も成績良好の組合につき調査して記入せられたい

組合事業の状況を左に掲げる

販賣	金入借		金貯		金付貸		金額 ハ件人數員又 一人件平均ハ	備考
	返	借	前年度越	拂	前年度越	本年度末現在		
本年度末現在	高	高	高	高	高	高		
高	高	高	高	高	高	高		
高	高	高	高	高	高	高		

利用料	購買品		販賣	高	高	高	高	高
	産業用	經濟用品						
計	兩	計	兩	兩	計	兩	兩	計
經濟用	用	用	用	用	品	品	品	品
用	用	用	用	用	品	品	品	品

設備物件  
仕入先  
物品名

借入先  
物品ノ種類  
貯金利息

貸付金利率  
主タル用途

如ち指其冲定のそれ繩せ他の砂物を以てある糖物の即て  
あに法を農主農業會社の倉庫業者と市と町村の公發合之益達  
ある準人目會社の倉庫業者と市と町村の公發合之益達

## 第六 農業倉庫の業務

産業組合は農業倉庫業法の規定に依つて農業倉庫業を經營することができる。即ち農業者の生産した穀物又は繭若は地主が小作料として受け入れた穀物等を(二)倉庫に保管することが出来る。此の保管は農業倉庫の中心業務であるが、保管は販賣

## 保管

最初の寄託者の寄託した日より六ヶ月以内に限らる

農業倉庫證券に其の旨を記載するを要し又其の返還に關し特別の規定を必要とする  
別々に保管することである

## 金融

此の有する者は證券を所有す  
し託物にあると同様の寄託物と  
金物買を便に金物賣を擔保する  
が出来ると寄託物を便に寄託物  
の番號及び種類を記す

八、個の品、たる農業倉庫證券  
九、氏期保に定め保管は寄託井造、  
日其證名間及金付寄間た管商託の料の數物の番號  
作成商險、と保成の成號者保の成號者保  
年地の成號者保の成號者保の成號者保の成號者保  
月及、又、個の品、たる農業倉庫證券

二、金融 信用組合ならば固有の業務として寄託物を擔保として金融を爲し得るは勿論であるが、農業倉庫業者としては自ら作成した農業倉庫證券を擔保として組合員に對し貸付を爲すことも出来る。農業倉庫證券は寄託物の保管期間内に於て、其の寄託物を金融の目的物其他に利用する爲め寄託物を代表する有價證券で、裏書に依り譲渡又は質入を爲すことが出来る。かく流通力を有するものであるが故に、一定の形を具備せねばならぬ。

産業組合は組合員外の者の爲にも倉庫業の便益を與へ得るが、上記の金融を組合員外に對して行ふことは許されぬ。産業組合の外農會・公益法人・市町村等も亦農業倉庫業を營むことが出来るが、自ら金融を爲すことは出來ない、單に寄託者と農工銀行其の他の金融機關との間に立ちて、金融の仲立又は斡旋を爲

上の便益を圖る所以であるから、(三)其の保管物に對し金融を爲し、(三)販賣上の便宜を圖ることも肝要である。

一、保管 農業倉庫に保管し得るものは、農業者・地主等の寄託物である。寄託物には組合員の穀物・繭の如き主たる寄託物と、其の(二)賣却後買受人の引受けるまでの期間保管を爲す物と、(三)他の農業倉庫業者の保管物を再保管した物及び(三)上記の保管に差支なき限り業務規定を以て定めた物品とある。保管の期間は六箇月を原則とし、六箇月を超える期限を限りて更新し得る。農業倉庫に於て種類及び品位の同一なる寄託物は之を混合保管と爲し、又は特定保管と爲すことが出来る。此の二場合ともに通常入庫票を發行して寄託者に交付する。寄託者は保管期間内にても返還を請求し得るが、農業倉庫證券を作つたときは、之と引換にあらざれば返還を受けることは出来ない。

し得るに止まる。

**三、販賣上の便宜** 産業組合は寄託物の保管及び金融の便を圖る爲め、業務規定の定める所に依り次の如き販賣上の便宜を圖るに必要な事業を爲すことが出来る。

- 一、受寄物の調製・改裝又は荷造を爲すこと
- 二、受寄物の運送又は販賣の仲介を爲すこと
- 三、受寄物の運送又は販賣の取次を爲すこと

調製とは穀物に付ては精選・俵裝、繭に付ては乾燥選繭を爲すことである。改裝は俵裝・荷造を改める事で、荷造は材料を用ひて他に安全に運送し得べからしめるやうすることである。仲立とは組合が寄託者と運送人、同取扱人又は商人との間に保管物の運送又は販賣の仲介を爲すことで、取次とは組合の名を以て寄託者の爲に寄託物の運送取扱人又は問屋の爲す仕事に

當ることである。凡そ農業倉庫業は、營利を目的とするものでなく、寄託者の利便を圖らむが爲めに其の業務を行ふことではければならぬ。又農業倉庫業の十分なる目的を達する爲めには、産業組合聯合會のみが聯合農業倉庫業を營むことが出来る。

農業倉庫又は聯合農業倉庫の建設に當りては、組合員の爲め、又寄託物の運送販賣に便利なる位置を選び、其の規模は之を寄託物の數量に適合せしめ、保管上遺漏なきを期することが肝要である。

**入庫米の検査**

米穀検査の行はれ  
居る府縣に於ては  
検査人は倉庫に於ては  
出張検査を爲す  
もの多し、又検査を爲す  
するものがある  
料を輕減又は免除

●

●

自己の名を以て運送の取次を爲す者をいふ

●業務規程に規定する。

農業倉庫業は何種の産業組合に於ても之が經營を爲し得るが、組合員との關係を良くすることが其の目的を十分に達する所以であるので信用販賣組合に依るを便とする。是れ信用事業を營む組合でなければ、自ら金融を爲すことが出来ず、販賣事業を營む組合でなければ自ら販賣の衝に當り得ないからである。

我が國農業倉庫業の概況を次に掲げる。

全 國	經 營 主 體	棟 數	建 坪	收 容 力	入昭和六 年庫高	
					昭 和 七年 末	農 會 三 六 六
計 三〇三 九	町 村 公 益 法 人 三 五 一	五 六 八	三 九 〇	穀物 二七六九〇四 砂糖 三七二九〇四	三九〇九	農 會 三 六 六
				麥 稻 出 庫 一七〇四二六	玄 米 入 庫 一八七三九〇三一 精 米 入 庫 二〇三五九〇三一 出 庫 二四五九〇三一	昭 和 六 年 度 内 貸 付 件 數 二九四二五
				豆 類 入 庫 一七三七七〇八六 雜 穀 入 庫 二三三九〇三一 出 庫 二三三九〇三一	同 上 金 額 二三三八三〇八四	倉 庫 證 券 高 依 る 貸 付 高
				蘭 入 庫 六三六八〇八一 出 庫 三二六八〇八一		
				砂 糖 入 庫 五九〇五〇八一 出 庫 三二六八〇八一		

豆類入庫	豆類出庫
雜穀入庫	雜穀出庫
蘭入庫	蘭出庫
砂糖入庫	砂糖出庫
入庫	出庫

## 第七 産業組合の聯絡

組合の効果を一層廣き範圍に於て之を發揮し、其の本然の目的を十分に達せしめんとするには、更に組合と組合との間に相互助成の聯絡を講ずる必要がある。此の聯絡を圖る途の一は産業組合聯合會で、二は産業組合中央會である。

産業組合聯合會は、所屬産業組合又は産業組合聯合會の事業の進捗を圖らむが爲め、産業組合又は聯合會が相集りて成立した大なる團體である。隨つて聯合會の種類は産業組合の夫れ

●無が合五内聯合會五保會六將會一證來一後○有責任者四限任者では全任會あるくる聯合會。

昭二  
認依和  
七年内に保も在めり七年の來らて年限改  
なれば實はのれ有のな限改正  
ならなに改以責な任法

三  
全購聯と略稱す

四  
絲聯と略稱す

五  
全販聯と略稱す

に同じく、其の事業も略産業組合に同じであるが、信用組合聯合會は産業組合中央金庫其の他の特殊銀行に對し、所屬組合又は所屬聯合會の爲めに債務の保證を爲し、又被保證者の爲めに債權の取立を爲し得る。聯合會の區域は其の事業の種類に依りて大小一定なるを得ないは勿論であるが、信用組合聯合會に於ては府縣を以て區域とするを便とすべく、其の他の聯合會は所屬組合又は所屬聯合會との業務聯結上の實益に依つて之を定むべきである。組織は在來有限責任のものもあつたが、將來は保證責任のみとなる筈である。

●全國購買組合聯合會、大日本生絲販賣組合聯合會、全國米穀販賣購買組合聯合會は全國を區域とする三大聯合會で、前者は購買組合又は購買組合聯合會の爲めに卸賣の事業を爲すものである。此の聯合會の取扱物品は産業用品としては肥料・農具・種苗等、經濟用品として學用品・醬油・石鹼・藥品等を主とし、生產又は買入の方法に依りて所屬組合又は所屬聯合會に配給を圖つて居る。政府は農家に對する肥料配給改善の目的を達せんが爲め本聯合會に助成金を與へてゐるが、最近一年間の金肥のみでも二千萬圓を超えるの盛況を呈してゐる。大日本生絲販賣組合聯合會は製絲組合を以て組成したもので、其の取扱高は漸次増大しつゝある。全國米穀販賣購買組合聯合會は米麥等の穀物を取扱ふ販賣組合及び販賣組合聯合會を以て構成し、穀物の販賣及び政府拂下米の購買事業を行ふ。

左に産業組合聯合會の概況を表記するが、何れも近年著しき數字的發達を示してゐるが、就中信用組合聯合會は後に述べる産業組合中央金庫と聯絡して組合金融の爲めに著しき進出を爲してゐる。

## 一、地方産業組合聯合會の事業

聯合會名 (兼營共)	調査聯 合會數	組合屬 數	事業の分量	會平均 貸付額
販賣組合聯合會 (兼營共)	九	三、四四九	金付貸 貯	償還額 年度末現在
購買組合聯合會 (兼營共)	二六	八六九	貢	受人額 五五五、四二、〇八九
利用組合聯合會 (兼營共)	一三	九三九	貢	拂戻額 四三一、七九一、三〇三
		二〇〇七	利	年度末現在 一四三、三四九、七八七
			用料	貢 五五〇、三三七九
				貢 六、七七、三四
				貢 二、四九、六五八
				貢 九、五六、六三
				貢 一、七七〇、五七
				貢 四二九、三〇五
				貢 六、〇一九、三〇五

## 二、全國的聯合會の事業

聯合會名 (調度)	所屬聯 合會數	事業の分量
保、全購聯 (二月末)	九	金付貸 貯
有、全販聯 (七月末)	九	貢 五五五、四二、〇八九
有、絲聯 (七年六月三十日)	三	貢 四三一、七九一、三〇三
	三	貢 九、五六、六三
	六	貢 一、七七〇、五七
	五	貢 四二九、三〇五
	四	貢 六、〇一九、三〇五
	七	貢 九、五六、六三
	六	貢 一、七七〇、五七
	五	貢 四二九、三〇五
	四	貢 六、〇一九、三〇五
	三	貢 九、五六、六三
	二	貢 一、七七〇、五七
	一	貢 四二九、三〇五

産業組合中央會

産業組合中央會は産業組合及び産業組合聯合會の普及發達及び連絡を圖る目的を以て設立し、産業組合及び聯合會の設立の獎勵・斡旋・指導・表彰・聯絡・講習・講話・調查・監查・質疑・應答・會報及び書籍の發行、産業組合學校の經營、其の他組合事業の發達に必要な事業を行つてゐる。中央會は全國を通じて一個に限られ、組合聯合會及び同會の趣旨を賛成した者を會員とする。尙同會の目的を達する爲め各府縣に支會を設け、郡市の區域に於て部會を設けて居る。

●組合及聯合會は正  
●會員となる  
●賛助會員である

産業組合中央會の會員及び事業の概況は左の如し。

會員數 正會員 一一七三八 贊助會員 八四三 計 一二五八一

支會 四七

### 事業

一、講習會 昭和六年中開設したるもの左表の通り。

講習會名	回數	平均日數	修了者數
普通講習	四三	七日	二〇九六人
長期講習	一	九〇日	六二
實務講習	一	三〇日	六七

二、講話會 九二五四 三、實地指導 四、全國產業組合大會の開催  
 五、各種全國的產業組合協議會の開催 六、優良產業組合及組合功勞者の表彰  
 七、内外產業組合關係事項の調査 八、產業組合學校の經營  
 九、產業組合の實地監査 一〇、外國產業組合中央團體との聯絡 一一、印刷

物の編輯發行 三、建議 三、質疑應答

経費	會費	一一一、三四六圓	事業收入	一七、一三〇圓	政府交付
金	五二二五二圓		寄附金	三四九二七圓	計 二一五、五五五

### 八 産業組合の監督及び特典

産業組合は多數の組合員及び組合と取引を爲す者に對し種々の關係を生ずるものであるから、國家は之を監督して組合の眞目的を達せしめ、且組合員の利益を保護する爲め、組合の理事監事が事業の範圍外に於て貸付又は手形の割引を爲し、又は投機取引の爲めに組合財產を處分し、法定の届出若は組合原簿の提出を爲すことを怠り、又は不正の届出を爲し、若は原簿に不正の記載を爲し、官廳又は總會に對し不實の申立を爲し、又は事實を隠蔽し、命ぜられた報告を爲さず、検査を拒み又は監督官廳の

行政上の監督には農林大臣、市街地信用組合に就ては大藏大臣も、地方長官之に當り、司法上の監督には裁判所に當る

一 法令に違反せる行  
爲者より國家の徵  
收するもので科料  
とは異り、後者は  
違警罪の刑罰であ  
る

登記は地方長官の  
嘱託に依りて爲し  
登録税免除せらる

購買組合より關係官衙に申請するときは指定せらる

第三十一頁参照

# 第九 産業組合中央金庫

拂の末た十のる後圖二及年十萬たの十三出  
込通の。萬後こ十を年聯間三圖。金萬千資  
濟り資昭圖出と年、度合に及を政額口萬の  
資で本和だ資に間殘中會出十大府をに圖總  
三〇、三一八、五六〇 本あ金八け總しに額には資四正は百分と額  
金る高年増額た出は三大し年十千圓ちしは  
。°は三加を。資其百正組の二五と一、最  
左月し七其すの萬十合三、百し口三初

鹽元賣捌人に指定を受け、販賣組合及び聯合會は隨意契約を以て政府に其の需要物資を納入し、又は米穀の賣却を爲す際は保證金免除の便宜を得て居る。

命令處分に従はず、組合の目的以外の營利事業を營むなど法規違反の行爲を爲したときは、懲役・禁錮又は千圓以下の罰金又は過科に處せられる。

産業組合は組合員の自助と相助とに依りて其の事業の利益を増進し、其の經濟の發達を圖るの制度なることは已に之を述べた、然るに組合事業の發達を圖ることは個人の利益たると同時に國家社會の爲めにも頗る望ましいことであるから、國家は組合に對し種種の特典を與へてゐる。即ち營業稅・所得稅及び登錄稅は之を免除し、産業組合中央金庫・日本勸業銀行・日本興業銀行・北海道拓殖銀行及び府縣農工銀行は夫々法律の規定に依つて、産業組合及び其の聯合會に對し無抵當貸付を爲し、且手形の割引若是當座預金貸越の途を開き、政府は郵便貯金の一部を以て低利資金を融通し、購買組合は鹽小賣人・購買組合聯合會は

諸積立金	二,三二,九四
預り金	八〇,〇〇,六七
産業債券	一,五〇,〇〇
借入金	一,三八,四,五七
計	一,七二,八,一七七

は拂込出資金及び産業債券發行額の二分の一を超えるものとすること

三、所屬産業組合聯合會又は所屬産業組合に對し手形の割引又は當座預金貸越を爲すこと

四、所屬産業組合聯合會又は所屬産業組合の爲めに爲替業務・有價證券の保護預り及び有價證券の委託賣買を爲すこと  
五、産業組合聯合會・産業組合・公共團體其の他營利を目的とせざる法人より預り金を爲すこと

上記の如く中央金庫は無擔保の對人信用を以て貸出を行ふことを原則とするが債務者の信用の程度又は融通金額多きときは定期貸付・年賦償還貸付・手形割引・當座預金貸越に對して擔保を徵し得る。

此等の業務全部を中央金庫に於て直接行ふことは困難であ

るのみならず、地方には已に府縣を區域とする信用組合聯合會が存在するから、之をして中央金庫の業務を代理せしめ、又中央金庫の貸付金に付保證を爲さしめることにしてある。

中央金庫の資金に餘裕を生じた場合には、左の如き方法に限りて之を運用することが出来る。

一、國債證券・地方債證券又は主務大臣の認可を受けた有價證券の買入を爲すこと

二、大藏省預金部若は主務大臣の認可を受けた銀行への預金又は郵便貯金と爲すこと

三、中央金庫の出資者にあらざる産業組合聯合會又は産業組合に對し短期貸付を爲すこと

中央金庫は其の資金を充實する爲め、拂込出資金額の十倍を限り産業債券を發行することが出来る。但し其の發行高は貸

あ在四債千圓高は昭和三年四月前和前記で千四百二十越に於て現十圓三萬行て  
るは萬圓三百度千年七  
前圓高百度千度年  
記で千四内百度年  
の年五十與四度  
數度百二行一發於  
字末三萬高一發於

昭和七年法律第二十  
中央金庫特別融通及  
損失補償法は中央  
金庫をして向ふ三  
年間に信用組合及  
信託會に對し、政府より融  
通の一億圓を特別  
融通して其の固定  
債權を資金化せし  
が此の爲めに損失  
を受けたときは三千  
萬圓を限度とし  
て政府が補償を爲  
す所の特別融通資  
金である

付金現在高割引手形現在高及び其の所有に係る有價證券現在高を超過することが出来ない。

中央金庫には理事長一人、副理事長一人、理事三人以上、監事三人以上を置き、主務大臣之を任命する。尙業務經營に關する重要な事項に付理事長の諮詢に應ずる爲め評議員二十名以内を置き、主務大臣之を任命する。

務を監視せしめる。

左に産業組合中央金庫の概況を表示する

事業概況

年度内貸出金總高	(定期證書)	同手形年賦	貸當越座割手形	替荷付爲替手形	貸短期付期特別融通
二二四、九五六	一七、〇三九	一〇〇、〇七六	二一、五九六	三、九九三	一七、〇三九
二七五、三八三	三、九八五	四〇、五八六	二、五九六	六一	一七、〇三九
六〇、四三五	一〇、一四七	一四〇、六六三	二三、三三九	九、九九六	一七、〇三九
二四、九五六	二一、〇三四	二五、五七三	一七、三三九	一七、〇三九	一七、〇三九
五三、七五五	一〇、八七六	八、二三〇	七四、一〇六	一七、三三九	一七、〇三九
二八、八四六	九、二五三	一七、四五三	一七、三三九	一七、三三九	一七、〇三九
二八、八四六	四八、五一〇	八、一三〇	四、〇五四	三、九九三	一七、〇三九
五三、七五五	一四、五四六	一七、四五三	七、六七六	六一	一七、〇三九
二八、八四六	一四、三〇〇	八、八八七	四、〇五四	九、九九六	一七、〇三九
二七、六四〇	一八、七五三	一七、四五三	一七、三三九	九、九九六	一七、〇三九
一六〇	一六〇	一七、四五三	一七、三三九	一七、三三九	一七、〇三九
五八九	一	一	一	一	一
二四三	五八九	一、三七三	二、二八一	七、六七六	一、三七三
五九	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一
定期	年賦	三五	三五	三五	三五
七、九九六	九、四四三	一七、〇三九	一七、〇三九	一七、〇三九	一七、〇三九

二、預り金業務（合計と内訳と一致しないのは千圓以下の金額合計から來た結果である）

組合會	前年度末現在	本年度受入	拂戾年度末現在
二、八六〇	千円	一八、〇六五	千円
二八〇、三三三	千円	七五、一三七	千円
二四六、四五五	千円	六九、五九二	千円
五五、七二七	千円	二三、六二〇	千円

内當座預り金	一、六三〇円
特別當座預り金	四、三三四
定期預り金	五九、六二四
通知預り金	四二、八六
特別預り金	一、〇五九三
計	八〇、〇三

公共團體	五	七	三	九
非營利法人	二二〇	三〇三五	四四八九	六六
計	四二五	三五八五三	三〇五五	八〇〇三

三、爲替業務  
各地へ向ける分

(イ) 内送金爲替  
二六〇三〇、八九九  
八七、二八九(五七件)

(ロ) 各地より受けたる分  
二五、九四三、六〇九(一六、一八九件)

代金取立  
内送金爲替  
二八、五四六、二六九 八七、二八九(五七件)

代金取立  
二八、四五八、九七九(二八、六五〇件)

四、保護預り

證券の種類	前年末現在	本年預り高	本年引出高	本年度現在高
國債證券	二四、〇〇〇	二三六、八〇〇	二八六、〇〇〇	一九、八〇〇
地方債證券	一三七、六〇〇	一六六、七〇〇	一四四、一六〇	一七〇、七〇〇
社債券	一〇、三四、八〇〇	六、七五、〇〦〇	八、三五、一〇〇	八、八六、七〇〇
其他	七、〇〦〇	七、〇〦〇	七、〇〦〇	七、〇〦〇

計	二九、七四〇	八、八〇、〇〇〇	九、九六、七〇〇	一〇、五五、三〇〇
佛貨國債證券	四〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
國債證券	一五、二四五	一五、二四五	一五、二四五	一五、二四五
地方債證券	三一、〇〇〇	三一、〇〇〇	三一、〇〇〇	三一、〇〇〇
社債券	一九、七四五	一九、七四五	一九、七四五	一九、七四五
其他	六六五〇	六、六五〇	六、六五〇	六、六五〇
計	五七、七〇〇	五七、七〇〇	五七、七〇〇	五七、七〇〇

五、有價證券の委託賣買及買入

	(イ) 本年度委託賣買		(ロ) 本年度委託買入	
	受託高	賣却高	委託高	買入高
佛貨國債證券	二九、七四〇	八、八〇、〇〇〇	九、九六、七〇〇	一〇、五五、三〇〇
國債證券	一五、二四五	一五、二四五	一五、二四五	一五、二四五
地方債證券	三一、〇〇〇	三一、〇〇〇	三一、〇〇〇	三一、〇〇〇
社債券	一九、七四五	一九、七四五	一九、七四五	一九、七四五
其他	六六五〇	六、六五〇	六、六五〇	六、六五〇
計	五七、七〇〇	五七、七〇〇	五七、七〇〇	五七、七〇〇

## 第十 定款例

四種の目的を兼ね且農業倉庫業を經營する一組合を假想し、定款例を左に掲げる。上に述べた事項を参照して規定の意義をよく解すべきである。

# 無限責任豊葦原信用販賣購買利用組合定款

## 第一章 總則

第一條 本組合ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、組合員ニ農業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト

二、組合員ニ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及組合員ト同一ノ家ニ在ル者、公共團體又ハ營利ヲ目的トセザル法人若ハ團體ノ貯金ヲ取扱フコト

三、加入豫約者ノ貯金ヲ取扱フコト

四、組合員ノ委託ヲ受ケ其ノ生産シタル農產物ヲ販賣スルコト

五、組合員ノ農業又ハ經濟ニ必要ナル物ヲ購買シテ之ニ加工シ又ハ加工セズシテ若ハ之ヲ生産シテ組合員ニ賣却スルコト

六、農事又ハ經濟ニ必要ナル設備ヲ爲シ之ヲ組合員ニ利用セシムルコト

七、農業倉庫業法ニ依リ農業倉庫ノ經營ヲ爲スコト

前項第六號ノ設備中電氣設備、水道、浴場、種畜及乾燥裝置ハ組合員ノ利用ニ支障ナキ限り組合員タルコトヲ得ザル者ニモ之ヲ利用セシムルコトヲ得

第二條 本組合ハ無限責任豊葦原信用販賣購買利用組合ト稱ス

第三條 本組合ノ組織ハ無限責任トス

第四條 本組合ノ區域ハ東京府多摩郡豊葦原村トス

第一項 本組合ノ事務所ハ之ヲ東京府多摩郡豊葦原村百二十五番地ニ置ク  
第二項 組合員ハ本組合ノ區域内ニ住居シ勤勉ニシテ德義ヲ守リ且獨立ノ生計ヲ營ム農業者又ハ區域内ニ在ル農事實行組合若ハ養蠶實行組合ニ限ル加入豫約者ノ資格亦同ジ  
第三項 組合員又ハ加入豫約者ハ本組合ト同一ノ目的ヲ有スル他ノ組合ニ加入シ又ハ加入ノ豫約ヲ爲スコトヲ得ズ

第五條 本組合ノ事務所ハ之ヲ東京府多摩郡豊葦原村百二十五番地ニ置ク  
第六條 組合員ハ本組合ノ區域内ニ住居シ勤勉ニシテ德義ヲ守リ且獨立ノ生計ヲ營ム農業者又ハ區域内ニ在ル農事實行組合若ハ養蠶實行組合ニ限ル加入豫約者ノ資格亦同ジ  
第七條 組合員又ハ加入豫約者ハ本組合ト同一ノ目的ヲ有スル他ノ組合ニ加入シ又ハ加入ノ豫約ヲ爲スコトヲ得ズ

第八條 組合原簿ニ記載シタル事項ノ變更ノ届出及組合原簿ノ提出ハ毎年一月三十一日ニ取纏メテ  
第九條 産業組合法第四十條第二項ニ依ル公告ハ本組合ノ掲示場ニ掲示シ且國本新聞ニ掲載シテ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第十條 本組合ノ財產ニ對スル組合員ノ持分ハ拂込出資額ニ應ズルモノトス

## 第一章 出資及積立金

第十一條 出資一口ノ金額ハ金貳拾圓トス

第十二條 出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金貳圓トス

組合員ハ前項ノ金額ヲ超エテ任意ニ拂込ヲ爲スコトヲ得

第十三條 第一回後ノ出資拂込ハ配當スベキ剩餘金ヨリ拂込ニ充ツルモノ、外出資一口毎ニ左記各七號ノ一一依リ出資ノ拂込ヲ爲スモノトス

一、毎月末金五拾錢宛拂込ムコト

二、毎年六月末及十一月末ニ金壹圓宛拂込ムコト

一。他人の厄介にならず自分の力にて生計を營む者をいふ

二。商工業者等をも加入せしむる組合に於ては農業の二字を省くへし

三。組合員にして同一目的に加入する組合員は十分为上其の業務を盡すが故に得本と此ざる虞あるが故に得本と此の規定を設けたるなり

四。組合員にして同一目的に加入する組合員は十分为上其の業務を盡すが故に得本と此の規定を設けたるなり

五。組合員として同一目的に加入する組合員は十分为上其の業務を盡すが故に得本と此の規定を設けたるなり

六。組合員として同一目的に加入する組合員は十分为上其の業務を盡すが故に得本と此の規定を設けたるなり

七。組合員として同一目的に加入する組合員は十分为上其の業務を盡すが故に得本と此の規定を設けたるなり

八。組合員として同一目的に加入する組合員は十分为上其の業務を盡すが故に得本と此の規定を設けたるなり

九。組合員として同一目的に加入する組合員は十分为上其の業務を盡すが故に得本と此の規定を設けたるなり

十。組合員として同一目的に加入する組合員は十分为上其の業務を盡すが故に得本と此の規定を設けたるなり

十一。組合員として同一目的に加入する組合員は十分为上其の業務を盡すが故に得本と此の規定を設けたるなり

十二。組合員として同一目的に加入する組合員は十分为上其の業務を盡すが故に得本と此の規定を設けたるなり

十三。組合員として同一目的に加入する組合員は十分为上其の業務を盡すが故に得本と此の規定を設けたるなり

十四。組合員として同一目的に加入する組合員は十分为上其の業務を盡すが故に得本と此の規定を設けたるなり

十五。組合員として同一目的に加入する組合員は十分为上其の業務を盡すが故に得本と此の規定を設けたるなり

十六。組合員として同一目的に加入する組合員は十分为上其の業務を盡すが故に得本と此の規定を設けたるなり

十七。組合員として同一目的に加入する組合員は十分为上其の業務を盡すが故に得本と此の規定を設けたるなり

三、第一回拂込後一箇年内ニ全額ヲ拂込ムコト  
第十四條 出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付其ノ拂込ムベキ金額ノ千分の一ニ當ル過怠  
金ヲ徵收ス過怠金額五錢以下ナルトキハ五錢トス  
第十五條 準備金ノ額ハ出資總額ノ五倍ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ積立ツル  
モノトス

三、第一回拂込後一箇年内ニ全額ヲ拂込ムコト

第十四條 出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付其ノ拂込ムベキ金額ノ千分の一ニ當ル過怠  
金ヲ徵收ス過怠金額五錢以下ナルトキハ五錢トス  
第十五條 準備金ノ額ハ出資總額ノ五倍ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ積立ツル  
モノトス

第十六條 加入金、増口金、過怠金及第八十條ノ規定ニ依リ拂戻ヲ爲シタル持分ノ殘額ハ之ヲ準備金ニ組入ル、モノトス

第十七條 剩餘金ヨリ準備金ニ積立ツヘキ金額及組合員ニ配當スベキ金額ヲ控除シ仍殘額アルトキハ特別積立金ト爲スモノトス

第十八條 準備金及特別積立金ニ相當スル金額ハ產業組合中央金庫、保證責任東京信用組合聯合會員は如何にて組合に於て定めたるかなるかの手帳に於て該組合員の產分を記載スル事業資金ニ充ツルコトヲ得

又ハ總會ノ承認ヲ經タル銀行ニ預入レ又ハ之ヲ以テ國債證券ヲ買入ル、ノ外他ニ之ヲ利用スルコトヲ得ズ但總會ノ承認ヲ經テ事業資金ニ融通スルコトヲ得

### 第三章 機 關

第十九條 本組合ニ理事三名監事五名ヲ置ク

理事ハ組合長一名ヲ互選ス

組合長ハ事務ヲ總理シ組合ヲ代表ス組合長事故アルトキハ理事ノ互選ニ依リ其ノ代理者一名ヲ定ム

第二十條 理事ノ任期ハ四箇年トシ監事ノ任期ハ二箇年トス但再選ヲ妨ケズ

組合長ノ任期ハ理事ノ任期ニ從フ

補缺選舉ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

理事及監事ハ任期満了後ト雖後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十一條 辭任其ノ他ノ事由ニ依リ理事又ハ監事ニ缺員ヲ生シタルトキハ通常總會開會ノ時期迄猶豫スルコト能ハザル場合ニ限り臨時總會ヲ招集シ補缺選舉ヲ爲スモノトス

總會ガ理事又ハ監事ノ解任ヲ議決シタルトキハ同時ニ其ノ補缺選舉ヲ爲スコトヲ要ス

第二十二條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ毎年一回二月之ヲ開ク

臨時總會ハ左ノ場合ニ之ヲ開ク

一、理事ガ必要ト認メタルトキ

二、監事ガ財産ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付不整ノ廉アルコトヲ發見シタル場合ニ於テ之ヲ總會ニ報告スルタメ必要ト認メタルトキ

三、理事ノ缺ケタルトキ

四、總組合員ノ五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ總會ノ招集ヲ請求シタルトキ

第二十三條 總會ノ招集ハ少クトモ五日前ニ書面ヲ以テ組合員ニ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知書ニハ會議ノ目的タル事項ヲ記載シ招集者之ニ記名スルコトヲ要ス

出資拂込の義務は組合員の重大義務の一なるが故に制

裁を設けて拂込のことを期したるな

り遅滞なく行はれんことを期したるな

り過怠金の最低額を定め且計算の便宜に依る是れ履以下

の計算困難なれば

なり

本組合に於ては將來十萬圓の準備金を有するに至らば十分の活動を爲すに足るべきを以て之を目途として積立てんとするが故に準備金の額は法律上出資總額を下るを得ざるが故に規定した

手數料として新加入者より徵收す

出資口數を増加し

たる者より徵收す

第二十四條 總會ニ於テハ豫メ通知シタル事項ニ限り決議ヲ爲スモノトス但シ急速ヲ要スル輕微ノ事項ニ付テハ此ノ限ニアラズ

第二十五條 總會ハ總組合員ノ半數以上出席スルニ非ザレハ議事ヲ開キ決議ヲ爲スコトヲ得ズ

款變更、組合員ノ除名、聯合會ヘノ加入又ハ脱退、解散ノ決議ハ其ノ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

第二十六條 總會ノ議長ハ第二十二條第三項第二號及第三號ノ場合ヲ除クノ外組合長之ニ當ル組合長事故アルトキハ理事ノ一人之ニ代ル

監事ノ招集シタル總會ノ議長ハ總會ヲ招集シタル監事又ハ監事ノ一人之ニ當ル總會ニ於テ必要ト認メタルトキハ出席者ノ互選ニ依リ議長之ヲ定ムルコトヲ得

第二十七條 組合員ハ五人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ズ

第二十八條 總會ニ於テハ決議錄ヲ作り開會ノ時期、場所、組合員ノ總數及其ノ出席者數並會議ノ顛末ヲ記載スルコトヲ要ス

決議錄ニハ議長ノ指名シタル出席者二名以上之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

第二十九條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第三十條 本組合ニ信用評定委員拾名ヲ置キ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

第三十一條 信用評定委員ノ任期ハ一箇年トス但再選ヲ妨ゲズ

第三十二條 信用評定委員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得

第三十三條 理事、監事及信用評定委員ハ名譽職トス但理事ノ一人ヲ有給ト爲スコトヲ得

第三十四條 本組合ニ倉庫長、検査人及書記ヲ置キ理事之ヲ任免ス

倉庫長ハ理事ト兼ヌルコトヲ得

第三十五條 倉庫長ハ倉庫ノ管理入庫物品ノ保管販賣ノ任ニ當ル

第三十六條 本組合ノ事業年度ハ毎年二月一日ニ始リ翌年一月三十一日ニ終ル

第三十七條 本組合ノ餘裕金ハ産業組合中央金庫、保證責任東京府信用組合聯合會、郵便局又ハ總會ノ承認ヲ經タル銀行ノ外他ニ之ヲ預入ル、コトヲ得ズ

第三十八條 事業執行ニ關スル細則ハ理事之ヲ定ム

第二節 信用事業

第三十九條 組合員ヨリ貸付ノ請求アリタルトキハ理事ハ信用程度表及貸付金ノ用途ヲ調査シ其ノ

度始の閑時に定む

区域小なる組合にて可なり

は回章にて可なり

は監事の氏名を記すべし

は監事たる理事又

は監事の氏名を記すべし

一人一票なれば、

一人にて代理しえる限度は四人まで

に五人とせらるに計の便宜による

總會の議事の大要を記録し、組合の主

要書類なり

議事に關する詳細の規定なり

信用組合に限りて必要な機關なれども小組合には必要なかるべし

補助機關又は任意機關の一なり

組合員の信用の程度を調査し、組合の貸付額の限度を定めたる表なり

第四十條 理事貸付ヲ爲ス場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ組合員ヲシテ保證人ヲ定メシメ又ハ擔保ヲ提供セシムルモノトス。

第四十一條 貸付金ノ辨済期限ハ一箇年内ニ於テ之ヲ定ム但シ特別ノ事由アルトキハ三箇年内ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得

土地、倉庫、機械、工場、家屋其ノ他ノ設備ニ要スル固定資金及舊債償還資金ニ限り特別ノ事由アルトキハ十箇年以内ノ割賦償還ノ方法ニ依リ貸付スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ政府融通ノ資金其ノ他之ニ準ズル資金ノ貸付ニ付テハ之ヲ適用セズ

第四十二條 倉庫部ニ於テ發行シタル農業倉庫證券ニ對シテ爲ス貸付ハ保管物品ノ時價ノ十分ノ八以内トス

前項ノ貸付期限ハ受寄物ノ保管期限ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四十三條 貸付金ノ辨済又ハ利子ノ支拂ニ付テノ遲延利息ハ貸付金ノ利率ニ依ル

第四十四條 理事ハ貸付金使用ノ實況ヲ監査シ貸付ノ目的ニ反スルモノアリト認ムルトキハ期限前ト雖辨済ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十五條 質金ノ取扱ハ一回金十錢以上トス

加入豫約者ノ質金ハ一人ニ付出资一口ノ金額及加入金額ノ合計ヲ超ユルコトヲ得ズ

貯金ノ利息ハ別ニ定メラレタルモノヲ除クノ外毎年六月末及十二月末ノ兩度ニ之ヲ元本ニ組入ル、モノトス

第四十六條 貸付金及貯金ノ利率ハ左ノ制限内ニ於テ理事之ヲ定ム

一、貸付金ニ付テハ年七分以下  
二、貯金ニ付テハ年五分以下

### 第三節 販賣事業

第四十七條 本組合ニ於テ取扱フ物品ハ左ノ如シ

一、米、麥、雜穀、鷄卵  
二、果物、蔬菜

三、其ノ他總會ノ決議ヲ經タル農產物

第四十八條 組合員ハ理事ノ承諾ヲ經ルニ非ザレバ本組合ノ取扱フ物ヲ他ニ販賣スルコトヲ得ズ

第四十九條 組合員前條ノ規定ニ違反シタルトキハ過怠金ヲ徵收スルコトヲ得

過怠金ノ額及徵收ニ關スル規程ハ總會ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第五十條 理事ハ適宜ノ時期ニ於テ各組合員ノ生産物ニ付報告ヲ徵シ又ハ必要ナル調査ヲ爲スコトヲ得

第五十一條 組合カ組合員ヨリ其ノ販賣セントスル物ヲ受取りタルトキハ其ノ品等及數量ヲ査定シ之ヲ組合員ニ通知スルモノトス

品等査定ノ方法及標準ニ關スル規定ハ總會ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第五十二條 組合員ハ其ノ販賣委託品ニ付代價又ハ賣却ノ時期ヲ指定スルコトヲ得ズ

第五十三條 組合員ハ組合ニ販賣委託物ヲ引渡シタル後ハ何時ニテモ代金ノ假渡ヲ請求スルコトヲ

に如きことを組合員

に於て勝手に爲すが

故なり

にあらざるが

組合員の供

給能効力を置く

- 得但其ノ額ハ時價ノ十分ノ八以内ニ於テ理事之ヲ定ム  
前項ノ販賣假渡金ニ對シテハ百圓ニ付金壹錢九厘以内ニ於テ理事ノ定メタル利息ヲ支拂フコトヲ要ス
- 第五十四條 本組合ハ組合員ニ配分スヘキ販賣代金ノ計算期ハ毎年總會ニ於テ之ヲ定ム  
每計算期内ニ販賣シタル物ノ代金ハ當該計算期毎ニ各品等ニ付之ヲ計算シ組合員ガ委託シタル品ノ數量ニ應ジテ之ヲ配分スルモトス
- 第五十五條 一計算期ニ受取りタル物ニシテ當該計算期内ニ賣却スルコト能ハザリシ物ニ付テハ其ノ後ニ賣却シタル同品等ノ物品ノ代金中ヨリ先其ノ代金ヲ配分スルモノトス
- 第五十六條 本組合ガ受託物ノ販賣ヲ爲シタルトキハ販賣歩合金ヲ徵收スルモノトス
- 第五十七條 物品受取後組合ニ於テ調製、俵裝其ノ他特別ノ勞費ヲ加ヘタルモノニ付テハ別ニ手數料ヲ徵スルモノトス
- 第五十八條 販賣歩合金及前條ノ手數料ハ總會ノ決議シタル範圍内ニ於テ理事之ヲ定ム  
第五十九條 販賣假渡金、其ノ利息、販賣歩合金及第五十七條ニ依ル手數料ハ代金配分ノトキ之ヲ差引クモノトス
- #### 第四節 購買事業
- 第五十條 本組合ニ於テ取扱フ物品左ノ如シ
- 一、農業用地、肥料、種苗、農具、蠶種、病蟲害防治用藥劑
- 二、食鹽、石油、紙
- 第五十一條 本組合ハ組合ノ承認ヲ經タル物品ニ非ザレバ本組合外ヨリ購買スルコトヲ得ズ
- 第五十二條 組合員前條ノ規定ニ違反シタルトキハ總會ノ決議ニ依リ過怠金ヲ徵收スルコトヲ得
- 第五十三條 第四十九條第二項ノ規定ハ前項ノ過怠金ニ之ヲ準用ス
- 第五十四條 理事ハ組合員ノ需要ヲ調査シ又ハ其ノ注文ニ應ジ第六十條ノ物品ヲ便宜購入スルモノトス
- 第五十五條 組合員ニ賣却スル物品ノ代價ヲ標準トシテ理事之ヲ定ム  
酌シテ理事之ヲ定ム
- 第五十六條 理事ハ必要アリト認ムルトキハ組合員ヲシテ其ノ注文シタル物ノ見積代金ノ全部又ハ一部ヲ前納セシムルコトヲ得
- 第五十七條 組合員ハ組合ヨリ物品引渡ノ通知ヲ受ケタルトキハ一週間内ニ之ヲ引取ルコトヲ要ス  
前項ノ期間内ニ引取リテハサザルトキハ過怠金ヲ徵收スルモノトス
- 第五十八條 組合員ハ物品引取ト同時ニ其ノ代金ヲ支拂フコトヲ要ス但シ止ムヲ得ザル事由アルトキハ農業用地ニ在リテハ五箇年、其ノ他ハ六箇月ヲ超エザル期間ニ限り代金支拂ノ延期ヲ請求スルコトヲ得
- 第五十九條 第二項ノ規定ハ前項ノ過怠金ニ之ヲ準用ス
- 第六十條 組合員ハ物品引取ト同時ニ其ノ代金ヲ支拂フコトヲ要ス但シ止ムヲ得ザル事由アルトキハ農業用地ニ在リテハ五箇年、其ノ他ハ六箇月ヲ超エザル期間ニ限り代金支拂ノ延期ヲ請求スルコトヲ得
- 第六十一條 前項但書ニ於テハ百圓ニ付一日壹錢九厘以内ニ於テ理事ノ定メタル利息ヲ徵收スルモノトス

<sup>五二</sup> 利用組合にて可な

第六十九條 理事ハ代金支拂ノ延期ヲ承諾スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ保證人ヲ立テシ

メ又ハ擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

## 第五節 利用事業

第七十條 本組合ニ於テ設備スルモノ左ノ如シ

一、田畠、倉庫、脱穀機、水車場、躊躇室、躊躇具、乾蔵装置及種貯藏装置、種畜

二、集會場、浴場、理髮所、冠婚葬祭用具、水道、電氣設備

三、其ノ他總會ノ決議ヲ經タル設備

第七十一條 組合員前條ノ設備ヲ利用セムトスルトキハ設備ノ名稱、所在地、數量又ハ利用ノ期間ヲ記載シタル申込書ヲ理事ニ差出スコトヲ要ス

理事ハ申込人ノ必要ノ程度ヲ考査シ利用セシムヘキ條件及方法ヲ定メ之ヲ申込人ニ通知スルモノトス

第七十二條 組合員ハ設備ノ利用ニ對シ利用料ヲ支拂フコトヲ要ス

利用料ハ毎年總會ニ於テ決議シタル範圍内ニ於テ理事之ヲ定ム

利用設備ヲ損傷シ又ハ之ヲ喪失シタルトキハ理事ノ定ムル辨償金ヲ支拂フコトヲ要ス

第七十三條 前條ノ使用料ハ一箇月毎ニ計算シ其ノ月末日迄ニ、辨償金ハ理事ノ辨償ノ請求ヲ爲シタル日ヨリ二週間内ニ之ヲ支拂フコトヲ要ス

第六十七條第三項ノ規定ハ利用料及辨償金ノ支拂ヲ怠リタル場合ニ之ヲ準用ス

第七十四條 第四十條及第六十四條ノ規定ハ設備利用ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十五條 理事ハ設備利用ノ實況ヲ調査シ利用ノ條件ニ反スルモノアリト認ムルトキハ其ノ利用ヲ停止又ハ廢止セシムルコトヲ得

第七十六條 第一條第二項ノ規定ニ依ル設備ヲ利用セシムル者ハ左ノ各號ノ一一該當スル者ニ限ル  
一、本組合ノ區域内ニ居住スル者ニシテ出資能力ナキ爲又ハ法人其ノ他法令ニ依リ組合員タルコトヲ得ザル者

二、本組合ノ區域内ニ於テ家屋物件ヲ所有シ使用シ又ハ占有シ之ガ爲設備ヲ利用スル必要アル者  
三、電氣設備ヲ除ク其ノ他ノ設備ニ在リテハ本組合ノ區域内ニ居住セザル者ト雖其ノ產業又ハ經濟ノ發達ノ爲之ヲ利用スルコトヲ必要トスル者

第七十七條 第四十條、第六十四條、第七十二條、第七十三條、第七十五條ノ規定ハ第一條第二項ノ規定ニ依ル設備ヲ利用セシムル場合ニ之ヲ準用ス但シ此ノ場合ニ於ケル利用料ハ實費ノ範圍内ニ於テ理事之ヲ定ム

## 第六節 農業倉庫

第七十八條 本組合ニ於テ經營スル農業倉庫ハ總會ニ於ケル決議ノ範圍内ニ於テ理事ノ合議ニ依リ必要ト認メタル場合ニ之ヲ建設又ハ買入ル、モノトス

第七十九條 農業倉庫ノ業務ハ農業倉庫業務規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ定ム

農業倉庫業務規程ハ總會ニ於テ別ニ之ヲ定ム

## 第七章 剰餘金處分並損失ノ填補及分擔

第八十條 剰餘金ハ準備金ニ積立ツベキ金額ヲ控除シ尙殘餘アルトキハ配當金、特別配當金、特別

<sup>五三</sup> 本組合に於ては特別配當をもなすに付し資額に對する配當金を最高五分とせり

<sup>五四</sup> 無限責任及保證責任組合に限りて必要なり但し保證責任組合に於ては出資額ニ應ズルモノトスに改むるを可とせん

<sup>四五</sup> 此の第二項は無限責任組合に限りて必要なり次項前段も同様なり

積立金、役員賞與金又ハ繰越金ト爲スモノトス

<sup>五三</sup> 第八十一條 剰餘金ノ配當ハ其ノ年度ノ終ニ於ケル各組合員ノ拂込出資額ニ應ジ其ノ率ハ年五分以下トス

特別配當金ハ前條配當金ノ二分ノ一以下トシ組合員カ其ノ事業年度内ニ於テ組合ニ委託シテ販賣シタル物品ノ價額組合ヨリ購入シタル物品ノ價額及組合ニ支拂ヒタル使用料ノ合計額ニ應ジテ之ヲ配當ス但シ販賣及購買シタル物品ノ價額ニ對スル配當ノ率ハ物品ノ種類ニ依リ之ヲ異ニスルコトヲ得

前二項ノ配當ハ圓位未満ノ金額ニ對シテハ之ヲ爲サザルモノトス

第八十二條 損失ノ墳補ハ先特別積立金ヲ以テシ次ニ準備金ヲ以テス但シ總會ノ決議ニ依リ特別積立金及準備金ヲ以テ墳補スルコトヲ得

第八十三條 組合ノ財產ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハザル場合ニ於テ各組合員間ニ於ケル損失分擔ノ割合ハ其ノ出資額ニ應ズルモノトス脱退シタル組合員ノ損失分擔ノ割合亦同ジシ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後組合員名簿ニ記載スルコトヲ要ス

## 第八章 加入増口脱退

第八十四條 新ニ組合員タラムトスル者又ハ出資口數ヲ増加セムトスル者ハ申込書ニ加入金拾錢又ハ増口金拾錢ヲ添ヘ理事ニ差出スコトヲ要ス但シ第一年度ニ於テハ加入金又ハ増口金ヲ徵セス

<sup>五五</sup> 理事前項ノ加入申込ヲ受ケタルトキハ書面ヲ以テ總組合員ノ同意ヲ求ムルコトヲ要ス

總組合員ノ同意アリタルトキ又ハ増口ノ申込ヲ承諾シタルトキハ理事ハ其ノ旨ヲ申込人ニ通知

シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後組合員名簿ニ記載スルコトヲ要ス

加入又ハ増口ノ効力ハ第八十四條第二項、第八十七條及第八十九條ノ場合ヲ除クノ外出資第一回ノ拂込ト同時ニ發生スルモノトス

第八十五條 加入豫約ノ申込アリタルトキハ理事ハ其ノ許否ヲ決シ申込人ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

前條ノ規定ハ加入豫約者ヲ組合ニ加入セシムル場合ニ準用ス但此ノ場合ニ於テハ加入豫約者ノ貯金ノ全部ヲ出資拂込ニ充ツルコトヲ要ス

第八十六條 加入豫約者ガ第九十條第六號又ハ第七號ニ該當スルトキハ理事會ノ決議ニ依リ豫約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第八十七條 組合員其ノ持分ヲ譲渡サムトスル場合ニ於テハ理事ノ承諾ヲ經ルコトヲ要ス

持分ヲ譲受ケムトスル者ガ組合員ニ非ザルトキハ加入金及出資拂込ヲ爲サシメザルノ外第八十四條第一項乃至第三項ノ規定ヲ準用ス

第八十八條 組合員ガ脱退セムトスルトキハ其ノ事業年度末六箇月前ニ其ノ旨ヲ理事ニ豫告スルコトヲ要ス

第八十九條 死亡ニ因リ脱退シタル組合員ノ相續人ガ直ニ加入シタルトキハ組合ハ被相續人ニ對スル持分ノ拂戻計算ヲ爲サズシテ之ヲ被相續人ト同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノトス

第九十條 組合員ガ左ノ事由ノ一二該當スルトキハ總會ノ決議ニ依リテ之ヲ除名ス  
一、出資ノ拂込、貸付金ノ辨済、利息購買代金利用料辨償金ノ支拂及過怠金ノ納付ヲ怠リ期限後一箇月内ニ其ノ義務ヲ履行セザルトキ

<sup>五六</sup> 豫告期間は二箇年まで延長することを得べしと雖も六箇月にて充分なるべき。又本事業年度を六ヶ月に爲した組合に於ては三ヶ月前の豫告と爲すことを得。法律は豫告期間を設けたるは脱退に急激なる變動を與へしめざらんが爲めなり

り

<sup>五七</sup> に以加たと計算上の便利なる  
下せる組合上諸合の固有財産を  
考しに以て有効のし永く中産立金を増  
する案を以て拂せし機關爲め  
金のを以て拂戻さり出む組合員資ると

- 二、組合員ノ生産物ニ非ザル物ノ販賣ヲ委託シタルトキ  
三、第四十八條又ハ第六十一條ノ規定ニ違背シテ物品ヲ販賣シ又ハ購買シタルトキ  
四、理事ノ承諾ヲ經ズシテ組合ヨリ購買シタル物件ヲ他ニ販賣シタルトキ  
五、組合ノ設備ヲ他人ニ利用セシメタルトキ  
六、組合ノ事業ヲ妨グル行爲アリタルトキ  
七、犯罪其ノ他ノ行爲ニ依リ信用ヲ失ヒタルトキ

第九十一条 組合員脱退ノ場合ニ於ケル持分拂戻ハ其ノ拂込出資額ヲ超ユルコトヲ得ズ

## 第九章 解散

第九十二條 組合解散シタルトキハ理事其ノ清算人ト爲ル

第九十三條 組合解散ノ場合ニ於ケル残餘財産ハ拂込出資額ニ應ジ組合員ニ分配ス 残餘財産ガ拂込

出資額ヲ超エタルトキハ其ノ過剩額ハ之ヲ本村小學校ノ基本財産ニ寄附スルモノトス

## 第十章 附則

第九十四條 組合設立當時ノ理事、監事及<sup>六一</sup>信用評定委員ヲ定ムルコト左ノ如シ但第二回通常總會ニ  
於テ之ヲ改選ス

理事事何某某  
監理事何某某  
信評定委員何某某  
以下四名連記  
以下九名連記

<sup>五九</sup> 款解法人の解散を謂ふ  
<sup>六〇</sup> がハ合併組合員の現  
清算とは組合の現  
務を終了し、債権  
清算あるときは之を分  
算する手續にてして  
る人は其の任にてして  
る人なり

六一 が七人未満に減じ  
たるとき<sup>五九</sup>破産  
へ官廳の命令なり

## 農業倉庫業務規定

第一條 本組合ノ倉庫ニ於テハ左ノ事業ヲ行フモノトス

一、受寄物ノ保管

二、受寄物ノ調製、改裝及荷造

三、受寄物ノ運送又ハ仲立

四、受寄物ノ運送又ハ販賣ノ取次

前項第一號乃至第四號ノ事業ハ組合員ニ非ザル者ノ爲ニモ之ヲ行フ

第二條 本組合ニ於テ寄託ヲ受クル物品ハ當初ノ寄託者ガ自ラ生産シタル穀物、又ハ小作料トシテ  
受ケタル穀物ニシテ其ノ所有ニ係ルモノニ限ル

穀物ノ品目左ノ如シ

玄米、穀、大麥、小麥、裸麥、大豆

第三條 本組合ハ前條ノ規定ニ依ル保管ニ支障ナキ場合ニ限リ前條第一項ノ規定ニ拘ラズ前條ニ掲

グル物品ノ寄託ヲ受ク

繭、糞工品、眞田、疊表、蘭草、和紙、楮及三極皮

其ノ他理事ノ決議ニ依リ適當ト認メタル農產物又ハ農產製造品

第四條 前條ノ規定ニ依ル寄託ノ引受ニ付テハ左ノ順位ニ依ル

一、組合員タル生産者ノ寄託物

二、組合員ニシテ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ寄託

三、組合員ニ非ザル生産者ノ寄託

四、組合員ニ非ザル者ニシテ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ寄託

五、其ノ他

前項ノ規定ニ依リ同一順位ニ在ルモノニ付テハ其ノ順位ハ左ノ品目順ニ依ル  
米、穀、大麥、裸麥、小麥、大豆、繭、藁工品、其ノ他

第五條 第二條ノ規定ニ依ル物品ノ保管上必要アルトキハ何時ニテモ相當ノ期間ヲ定メ第三條ノ規定ニ依リ保管スル物品ノ出庫ヲ其ノ寄託者ニ請求スルコトアルベシ此ノ場合ニ於ケル請求ノ順位ハ前條ノ規定ニ依リ後順位ニ在ルモノヲ以テ先トス

第六條 受寄物中腐敗、變質等ニ依リ他ノ受寄物ニ損害ヲ及ボス處アリト認ムル物ニ付テハ何時ニテモ其ノ出庫ヲ寄託者又ハ證券所持人ニ請求スルコトアルベシ

第七條 種類及品位ノ同一ナル穀物ニ付テハ所屬倉庫ノ全部ニ付混合保管ヲ爲スモノトス但シ寄託者ノ請求アリタルトキ又ハ特別ノ事情アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 受寄物ニ對シテハ必要ニ應ジ二硫化炭素ノ燃蒸ヲ行フ

第九條 保管料ハ一月ニ付キ左ノ如ク定メ出庫ノ際受取人ヨリ之ヲ徵收ス但シ一月ニ満タサル日數ニ付テモ一月分ヲ徵收ス

穀物(混合保管ノ場合)一俵又ハ一吼(四斗入)ニ付キ 一二 錢  
繭 一籠又ハ一袋(一石入)ニ付  
十一 錢

藁工品其ノ他ノ物品ニ付テハ理事ノ合議ニ依リ之ヲ定ム

第十條 保管期間ハ特別ノ契約アル場合ヲ除クノ外六箇月トス但シ第二條ノ寄託物ニ付テハ所有權ノ移轉ナキトキ、第三條ノ寄託物ニ付テハ第二條ノ規定ニ依ル保管ニ支障ナキトキニ限り保管期間更新ノ求ニ應ズルコトアルベシ

第十一條 受寄物ハ倉庫ノ都合ニ依リ之ヲ左ノ倉庫ニ寄託スルコトアルベシ

一、何村目黒農業倉庫

二、何町株式會社昭和倉庫

第十二條 寄託ノ申込ヲ爲サムトスル者ハ別記第一號様式ニ準ジ申込書ヲ差出スベシ  
縣ニ於テ検査ヲ施行シタル物品ニ付テハ其ノ等級ヲ申込書ノ相當欄ニ記入スベシ

第十三條 受寄物ヲ入庫シタルトキハ別記第二號様式ノ入庫票ヲ寄託者ニ交付ス

第十四條 寄託物ヲ出庫セムトスル者ハ入庫票又ハ第十八條ノ規定ニ依リ發行シタル農業倉庫證券ヲ呈示シテ之ヲ請求スベシ

第十五條 混合保管ヲ爲シタル物ニ付テハ寄託者又ハ證券所持人ハ其ノ物ニ付權利ヲ有スル者ノ協議ニ依ラズ前條ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前條ノ規定ニ依リ出庫ノ請求アリタルトキハ積込ノ順序ヲ問ハズ寄託ノ數量ニ應ジ之ヲ引渡スモノトス

第十六條 寄託物ノ出シ入レ及積ミ卸シニ付テハ寄託者ハ倉庫係員ノ指圖ヲ受クベシ

第十七條 保管期間滿了後二週間又ハ第五條若ハ第六條ノ請求ヲ爲シタル後一週間ヲ経過スルモノ仍

寄託物ヲ受取ラザルトキハ商法第三百八十一條ノ規定ニ依リ之ヲ競賣ニ付スルコトアルベシ

第十八條 本組合ノ發行スル農業倉庫證券ハ別記第三號様式ノ倉荷證券ノ一種トス

證券ハ米又ハ麥ニ限リ寄託者ノ請求アリタルトキハ入庫票ト引替ニ之ヲ發行ス但シ第三條ノ規定ニ依ル受寄物ニ對シテハ之ヲ發行セズ

第十九條 寄託者又ハ證券所持人第十條ノ規定ニ依リ保管期間ノ更新ヲ求ムルトキハ其ノ入庫票又ハ證券ヲ呈示スベシ

本組合保管期間ノ更新ヲ承諾シタルトキハ其ノ入庫票又ハ證券ニ更新ノ年月日及期間ヲ記入ス

第二十條 入庫票又ハ證券ヲ滅失シタル所持人ガ其ノ再交付ヲ請求スル場合ニ於テ提供スル擔保ハ本組合ノ指定スル物件又ハ二人以上ノ保證人ナルコトヲ要ス

再交付ノ手數料ハ入庫票ニ在リテハ三錢、證券ニ在リテハ十五錢トス

第二十一條 本組合ハ寄託ヲ受ケタル穀物及繭ニ付テハ寄託者ノ委任ヲ受ケザル場合ト雖モ寄託者ノ爲ニ包括火災保險ニ附スルコトアルベシ

火災保險金額ハ受寄物ノ時價ニ依リ之ヲ定ム

保險ハ實費トシテ出庫ノ際受取人ヨリ之ヲ徵收ス

第二十二條 受寄物ノ火災保險ニ關スル事項ハ本組合ト保險者トノ特約ニ依ル

火災保險金ハ必ズ本組合ヲ經由シテ其ノ支拂ヲ受クベキモノトス

第二十三條 本組合ハ受寄物ニ付蟲蝕、鼠喰、雨漏、水濡、竊盜、紛失及繩切等ニ依リ生ズル損害

テ賠償スルノ責ニ任ズ但シ不可抗力ニ依ル損害ニ付テハ此ノ限りニ在ラズ

第二十四條 受寄物ニ付本組合ノ責ニ任ゼザル損害アリタルトキ又ハ本組合ノ責ニ任ズルモノト雖重大ナル損害アリタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ公告ス

前條ノ公告ノ方法ハ其ノ損害ノ程度ニ依リ適宜之ヲ定ム

第二十五條 混合物ニ付損害アリタルトキハ其ノ寄託者又ハ證券所持人五名以上ノ寄託者又ハ證券所持人五名未満ノ場合ハ全員立會ヲ求メ損害ヲ調査シ混合物ノ價額ニ應ジテ混合物ニ之ヲ分賦ス

第二十六條 混合保管ヲ爲ス受寄物ニ付テハ別ニ定ムル検査規定ニ依リ之ヲ検査シ其ノ品位ヲ査定ス

前項ノ検査ハ縣又ハ同業組合ニ於テ検査ヲ執行シタル物ニ付テハ之ヲ行ハズ但シ必要ト認メタルトキハ縣ノ再検査ヲ受クベキコトヲ求ムルモノトス

第二十七條 受寄物ノ調製、改裝若ハ荷造又ハ運送ノ仲立若ハ取次ヲ依頼セムトスル者ハ入庫票又ハ證券ヲ交付シタル後ハ之ヲ呈示スルコトヲ要ス

第二十八條 受寄物ニ付調製、改裝又ハ荷造ヲ爲シタルトキハ入庫票又ハ證券ニ其ノ手數料額ヲ記入シ受寄物出庫ノ際受取人ヨリ之ヲ徵收ス

手數料ノ額ハ別ニ之ヲ定ム

第二十九條 受寄物ニ付運送ノ仲立又ハ取次ノ依頼ヲ受ケタル場合ニ於テ船車ニ依ルノ必要アルトキハ一定數量ニ達スル迄之ヲ取締ムルモノトス

運送ノ仲立及取次ノ手數料ハ受寄物ヲ運送人ニ引渡スト共ニ依頼者ヨリ之ヲ徵收ス  
手數料ノ額ハ別ニ之ヲ定ム

第三十條 受寄物ノ販賣ノ仲立又ハ取次ハ共同販賣トシ競争入札ノ方法ニ依ル但シ必要ニ應シ隨意  
又ハ特約販賣ノ方法ニ依ルコトアルベシ

販賣ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三十一條 本組合ニ於テ發行シタル農業倉庫證券ニ對シテ爲ス貸付ハ時價ノ八割以内日歩何錢何  
厘以內トシ其ノ期限ハ受寄物ノ保管期限ヲ超エザルモノトス

第三十二條 事業年度ハ一年トシ毎年二月一日ニ始マリ翌年一月末日ニ終ル

第三十三條 本組合ハ特別ノ計算ニ依リ倉庫部ノ損益ヲ算出ス  
前項ノ計算ニ依リ生ジタル利益ノ處分又ハ損失ノ墳補ハ本組合ノ定款ノ規定ニ依ル

(注意) 附錄様式及附屬規程ハ別ニ示サズ

## 產業組合 終



製複許不

昭和八年拾壹月六日印刷

農業叢書 産業組合

昭和八年拾壹月拾貳日發行

定價金參拾錢

著作者 佐藤寛次

印 刷 行 者 河出 靜一郎

東京市日本橋區通三丁目一番地

印 刷 所 會社文祥堂

東京市京橋區銀座三丁目四番地

發行所 成美堂書店

東京市日本橋區  
通參丁目一番地

電話日本橋二七七七  
振替東京一七一九

終

